

緊急報告 都立大の今

中高一貫教育を含めた教育問題の基本的視点 特別版（アピール）

2004/2/26 平井孝夫

このレポートは、個人で勝手に情報や思考をまとめて書いているもの中の特別版（アピール）です。

1. インターネット新聞「JanJan」の記事から

現在の社会の流れに危惧し、ある雑誌書いてありました『起きていることにひたすら受動的になり、ひとりの知性を持った主体として批判的に思考するという最低限のことを放棄する』ことはしたくないと思っています。教育に従事している教員の一人として現状を把握するため、書いてあることは、ほとんどが inter-net からの引用ですが、私なりに状況をまとめてみたいと思います。まず、インターネット新聞「JanJan」¹ 2月10日の記事から

先月21日に東京都立大学（東京都八王子市）で「学生・院生集会」が開催された。期末試験1週間前にもかかわらず、この種の集会では異例と言える、約300人もの学生が会場に集まった。集会では、非民主的手法で「大学改革」を推し進めている東京都に対する怒りや、学習・研究環境が破壊されるのではないかと不安の声が多く聞かれた。

集会を主催したのは、都立大学の学生有志諸団体が構成する、「学生・院生連絡会議」。連絡会議には、これまで個々に「都立大改革」問題に取り組んできた諸団体が集まり、学部・専攻の枠を超えて組織されている。集会は、東京都の「大学改革」の進め方に抗議する「アピール」の採択をもって閉会となった。

（2003年）10月7日に都立大総長が東京都に抗議する声明を発表して以降、学内の教員、学生、学外の諸団体、都民の団体から多数の抗議声明が出された。集会と同日には、都立4大学教員の過半数が賛同署名した抗議声明が発表された。昨年度の1、2年生を対象としたアンケートで85パーセントの学生が「改革」に反対であると回答していたが、今回の集会で、学生の抗議の意志を明確にしたことになる。

ことの発端は、昨年8月1日に石原慎太郎・東京都知事が記者会見で、これまで検討していた都立4大学を統合する改革案とは全く違う新大学構想（平成17年4月開学予定）を突如発表したことだ。その「都市教養」、「都市環境」、「システムデザイン」、「保健福祉」という学部構成を始めとした粗末な内容もさることながら、正常な手続きを無視した改革強行の手法に非難が集中した。

実質的には東京都立大学および他の都立3大学の統合と新大学への組織再編でありながら、東京都は「現行・都立4大学廃止と新大学新設」であるとして、都立4大学再編の検討体制から都立4大学関係者のいっさいを排除した。昨年9月には東京都は、「8月1日新構想」への都立4大学各教員に無条件の賛同をさせる「同意書」の提出を求めた。その後も東京都の

¹ NPO型インターネット新聞『JanJan』は、これまでのメディアの発想を一新する「市民の、市民による、市民のためのメディア」 <http://www.janjan.jp/>

担当部局である「大学管理本部」は各教員への圧力を強めているという。

今月6日、石原都知事は記者会見で、新大学名を「首都大学東京」にすると発表した。新大学発足と同時に大規模リストラが行われようとしていることから、新大学名は「クビ大」と皮肉られている。「8月1日新構想」と同様、新大学名も新奇なものにすることしか考えられていない。

大学名に「首都」、学部名に「都市」という言葉が入っているが、東京都庁は、首都であり大都市である「東京」にしか興味のない単一価値観が支配している。単一の価値しか認めない都庁の異様さは、まさに「巨塔」である。複雑な学問分野を「都市」という単一テーマでくくれるわけがない。

また、新大学の理事長は高橋宏・郵船航空サービス取締役相談役に、学長は西沢潤一・岩手県立大学長に打診しているという。総長および部局長を構成員の選挙で選んできた東京都立大学にとって、石原氏の「お友達人事」は受け入れがたい。

都立高校での「日の丸掲揚・君が代斉唱」強制に始まった東京都の「教育管理」は、大学の管理をもって最終段階を迎えようとしている。教員の任期制の導入で東京都は「上意下達」のシステムをつくりあげようとしている。「下達」の末端に位置するのが学生だ。管理されることで育つ学生を社会に輩出しようとしている。

文部科学省への認可申請が始まっているが、大学「新設」では平成17年開学に間に合わないため、都立4大学の「改組転換」で乗り切ろうとしている。改組転換の認可申請には、改組転換の審議を教授会が行ったという記録が必要だ。前述の通り、都立4大学教員の過半数の教員が東京都に反対している状況で、東京都がどうやって設置認可申請を乗り切るのか、稿を改めて報告したいと考えている。

この記事は状況把握として、ごく普通の偏りのない判断だと思っている。(太字は平井、以下同様)

2. 2003年10月7日 都立大総長声明

上記記事の中で触れられている都立大総長が東京都に抗議する声明の全文

声明 新大学設立準備体制の速やかな再構築を求める

2003年10月7日

東京都立大学総長 茂木俊彦

私は、東京都大学管理本部長に対し、新大学の設立準備の進め方をめぐって、現都立大学を代表し、かつその全構成員に責任を負う立場から、これまで2回にわたって意見を表明してきた(9月22日および29日)。

それらは、去る8月1日、大学管理本部が唐突にもそれまでの設立準備体制を廃止し、新しい準備体制に入ったと宣言したこと、またすでにまとめられていた「大学改革大綱」とその具体化の努力の成果を破棄し、現大学には何の相談もなしに「新しい大学の構想」なるものを一方的に公にしたうえで、今後はトップダウンでその具体化をはかるとしたこと、そしてそれを実際に強行してい

ることに対応したものであった。

しかるに、その後の推移を見るに、大学管理本部はこうした検討・準備体制を改めることなく事を進めていると判断せざるを得ない。これはきわめて遺憾である。

私を含む都立大学の構成員は、大学改革の全国的な動きの中で、改革を自らの課題として真摯に受け止め、これまで相当の精力を注いできたし、今後もそれを継続させる意志がある。

新大学を清新の気風あふれるものとし、学生や都民、時代と社会の要請に応える素晴らしい大学として発足させたいという赤心の願いを込めて、ここに改めて総長としての見解を表明することとする。

記

いま設立の準備過程にある新大学は、現存する都立の3大学1短大の教員組織、施設・設備を資源として設立されるものであり、全く新しく大学を設置するのではない。これは、大学設置手続きという面からみれば、現大学から新大学への移行であるに他ならない。「既存大学廃止・新大学設置」という言い方が許容されるとしても、それは既存大学の有形無形の資源が実質的に新大学に継承されるという条件が満たされる場合であり、これを移行というのである。

しかも、ここでいう教員組織は、単に抽象化された員数の集合にすぎないのではない。それは、憲法・教育基本法をはじめとする関係法規に従い、学生ないし都民に対して直接に責任を負って大学教育サービスを提供することを責務とする主体の集団であり、また長年にわたって研究を推進し、今後それをさらに発展させようとする主体の集団である。それゆえ既存大学からの移行、新大学設置を突りあるものにするには、教員がその基本構想の策定から詳細設計にいたるまで、その知識と経験を生かし、自らの責任を自覚しつつ、自由に意見を述べる機会が保障されなければならない。

ところが東京都大学管理本部は、都が本年8月1日に公表した「新しい大学の構想」にあらかじめ「積極的に賛同する」という条件を設定し、これを認めなければ設立準備過程に加えないという方針を、いまだに維持している。これは設置手続き上、また市民常識的にも、正当なものだとは到底言えない。

私は、言うまでもなく新大学の設立に反対なのではない。重要なことは、大学およびその構成員と都・管理本部の間で自由闊達に議論が行われ、合意形成へのていねいな努力が重ねられることであると考える。そうしてこそ豊かな英知を結集することが可能となり、学生・都民さらに広くは時代と社会の要請に応えうる新大学ができるのだと思う。総長としての私は、このような認識は本学の部局長をはじめ、すべての教員・職員にいたるまで基本的に共有されているものと確信している。

また、このような合意形成過程が推進されていくなれば、本学で学んでいる学生、院生の間にすでに生じている不安・動揺を除去し、安心して学べる環境を作り出し、本学を志望する受験生による影響を与えることもできるであろう。新大学を東京都が設置するに値する優れた大学とするために、大学管理本部が上記のような準備体制を刷新し、大学との開かれた協議を行う新たな体制を急ぎ設定し直すことが、喫緊の課題となっている。私は、大学管理本部がかかる課題に誠実に対応し、可及的速やかに設立準備の推進体制を再構築することを強く求めたい。

大学管理本部は最近、「新しい大学の基本構想を実現していくための教員配置案」を示し、教員1

人ひとりに、この配置案、それを前提にした新大学に関する今後の詳細設計への参加、詳細設計の内容を口外しないことの3点に同意する旨を記した書類（同意書）に署名して提出することを求めてきた。大学教員の中には、この構想に基本的に賛同する者、一部賛成・一部反対の者、さらに全体として反対の者もいて不思議ではない。問題は、いかなる立場の者も自由に意見を述べ、それを戦わせ、そのことを通じて大学づくりに参加できるかどうかにある。9月29日付で管理本部長宛に提出した総長意見ですでに指摘したことであるが、このようなことを無視し、あらかじめ新しい構想に包括的に賛成することを条件として、詳細設計への参加を求めるのは、大学管理本部の言うトップダウン方式に含まれる問題点の象徴的な一例である。管理本部は早急に「同意書」提出要求の白紙撤回をすべきである。

ここに重ねて強調しておきたい。われわれはよい大学をつくるための努力をいささかも惜しまない。特に、現都立大学を代表しかつ全構成員に責任を負う立場にある者として、私は、都立大学のすべての教職員の一致した協力を得つつ、かつその先頭に立って、都立の新大学をすべての都民及び設置者の負託に応え、活力と魅力にあふれる充実した教育・研究・社会貢献の場とするためのあらゆる提案を真摯に吟味し、その実現のために最大限の努力をする所存である。この立場からここではあえて3点についてのみ言及しておくこととしたい。

第1は、独立大学院を含む大学院問題である。新大学の大学院は、学部と同時発足させることが重要であり、大学院の構成等についても学部と同時に検討を進めるべきであると主張してきた。それは前者を考えずして後者を適切に構想することは難しいという認識に立ってのことであった。それは同時に現大学の院生、来年度入学の院生の身分と学習権の保障のための方策を明確化する上でも有効である。大学院としてどのような研究科を設置すべきかについて、われわれは、すでに提示しているものも含んで、新たな提案を行う用意がある。

第2は、基礎教育、教養教育の充実の問題であり、それに向けても積極的提案が可能であることを明言しておきたい。とくに語学教育および情報教育、基礎ゼミ、課題プログラムなどに関して、われわれには何回もの審議を経て検討を深めてきた実績がある。これらを生かし、さらにインテンシブに吟味すれば、短期間しか与えられなくても、ゼロから出発するよりもはるかに豊かな内容を提示できるという確信がある。念のために付言しておけば、これらの問題の正しい解決は、専門教育、さらに前項に述べた大学院における教育のあり方の検討にもプラスの効果を与えることは明らかである。

第3は、教員免許や資格取得の問題である。都立大では現在多くの教科の教員免許状を取得できるだけのカリキュラム編成と教員配置を行っている。しかるに、現段階で管理本部が提示しているコースの設置案と教員定数配置では、文科省による教職課程の認定も難しい状況が生まれ、少なくともいくつかの教科の免許状の取得が困難な大学となる危険性がある。また工学系においては主要な大学が採用しつつある技術者資格（J A B E E）に必要な科目編成が困難になることが予想される。これらの問題が学生や受験生、ひいては新大学の将来に与える影響がきわめて大きいことは、大学を知る者の常識である。

最後に、新大学における人事の問題について一、二の言及をしておきたい。これまで教育研究に

重要な役割をはたしてきた助手の問題について突っ込んだ検討が行われていないのは遺憾である。加えて教員の任期制・年俸制の導入に関する問題についても指摘しておきたい。管理本部はこれについて積極的であることが伺えるが、仮に新大学ではすべての教員について任期制・年俸制を適用する方向をとろうとするのであれば、これを看過することは難しい。任期制・年俸制の問題は、軽々に結論を出す性質の事柄ではない。国際・国内動向に目を向け、また合法性の検討を行い、現大学で仕事をしている教員の意見を聞く等々のことをせずに、安易に結論を得るようなことは断じて避けるべきである。東京都立大学も加盟する公立大学協会は設置団体と国に向けて「公立大学法人化に関する公立大学協会見解」(平成15年10月2日付)を提示したが、そこでは「法人化に際しては、大学の教育研究の特性に配慮すること」「法人化は大学と十分に協議し、双方の協働作業として進めていくこと」等が強調されている。私は、これらについて賛意を表しつつ、今後の準備作業がよい形で進むことを切に願うものである。 以上

3. 首都大学東京の学長西沢潤一氏は

大学総長の声明文を読んでいると、悲鳴のように感じるのは私だけだろうか。inter-net 新聞の記事や声明文にあった同意書については、総長の声明にも拘らず、2004年2月10日付けで大学管理本部²長から全教員あてに「首都大学東京」就任承諾にあたっての意思確認書が配布され、その提出を求めている。

意思確認書の提出を求める文書の前文には

さて、都立大学法科大学院につきましては、専任教員として予定していた一部の教員が、昨年6月1日付けで就任承諾書を提出していたにもかかわらず、設置認可後に、退職願を提出してきたため、学生募集と入学試験を延期するという、まことに残念な事態が生じました。関係者の努力と迅速な対応により、なんとか平成16年度開設が可能となりましたが、受験を予定していた皆さんに多大なる迷惑をかけることとなりました。

このため、文部科学省からは、設置認可の申請にあたっては、専任教員予定者から早期に確実な意思確認をとり、法科大学院のような事態を二度と招くことのないよう対応されたいとの強い意見がありました。そこで、本申請に必要な就任承諾書提出に先立って、今回、首都大学東京への就任の意思確認を緊急に行わざるを得なくなりました。時間的にも本調査は最終の意思確認とご理解いただき、提出いただいた意思確認書は4月30日の本申請に向けての3月の運営委員会(大学設置審議会)に必要な資料として集約し、文部科学省に報告する予定(2月20日頃)です。

勤務条件の詳細がわからなければ、就任するか否か判断できないというご意見もあるでしょうが、既にご提示している、「基本的に現状の給与水準を維持する」「通常の教員としての能力を有し、着実に実績をあげていれば特に問題を起さない限り再任が認められる」という骨格の案を前提に、これから理事長予定者、教学準備委員会座長、各大学の総長・学長等で構成する経営準備室において、勤務条件等の詳細を決定していく考えです。

²<http://www.daigaku.metro.tokyo.jp/>

と書かれ、提出期限は先日の2月16日であった。このように強行にことを進める大学管理本部は2月13日に学長予定者として西沢潤一氏に決めた。西沢氏は「ミスター半導体」と呼ばれ、98年から岩手県立大学長をつとめているが、「新しい教育基本法を求める会」の会長でもある。そして、「新しい教育基本法を求める会」は2000年9月に内閣総理大臣森喜朗あてに次のような構成の要望書を提出している。

新しい教育基本法への6つの提言 - 21世紀を拓く子供たちのために -	
	新しい教育基本法を求める会
	目次
ご挨拶	
第一章 新しい教育基本法を求める要望書	
1、伝統の尊重と愛国心の育成	
2、家庭教育の重視	
3、宗教的情操の涵養と道徳教育の強化	
4、国家と地域社会への奉仕	
5、文明の危機に対処するための国際協力	
6、教育における行政責任の明確化	
要望書に関する解説資料	
第二章 教育基本法の五十年史	
	21世紀の教育理念を定め、教育基本法の制定を
	明星大学教授 高橋史郎
第三章 資料 教育基本法	

そして、本文第1章では

新しい教育基本法を求める要望書

教育基本法（以下教基法と呼ぶ）は、その名の通り、わが国の教育の大本を示す重要法規ですが、その誕生の背景と制定までの経緯のなかには日本にとって不本意な事情が少なからず存在しています。

終戦直後、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）の強い指導のもとにつくられた教基法のなかでは、「個人の尊厳」や「人格の完成」が高唱されていますが、「個人」「家庭」「集団」「地域社会」「国家」「世界」間の相関関係についての認識が疎かになっているため、公共に対する奉仕の精神が失われ、欲望放恣社会の醸成をみるに至りました。

また、教基法が帝国議会に上程される直前に、日本側の草案のなかにあった「伝統の尊重」と「宗教的情操の涵養」が、GHQの手によって削除・変更されたため、伝統軽視の風潮が助長され、歴史のなかに培われてきた宗教的情操も衰退の一途をたどるようになりました。

私たちは、教基法がもたらした「負」の遺産を清算し、明るい未来を目指す教育の基礎固めをはかるため、有志を糾合して「新しい教育基本法を求める会」を結成致しました。

本要望書は、総理大臣・文部大臣をはじめ国会議員各位に提出するものでありますが、それと並行して広く国民各層に、この趣旨を理解していただく運動を展開する所存です。

二十一世紀の日本の教育の基本を定める、新しい教育基本法のなかに盛り込んでいただきたい要点は、次の六項目です。

- 一、伝統の尊重と愛国心の育成
- 二、家庭教育の重視
- 三、宗教的情操の涵養と道徳教育の強化
- 四、国家と地域社会への奉仕
- 五、文明の危機に対処するための国際協力
- 六、教育における行政責任の明確化

以下、それぞれの項目について説明します。

(一) 伝統の尊重と愛国心の育成 古来、私たちの祖先は、皇室を国民統合の中心とする安定した社会基盤の上に、伝統尊重を縦軸とし、多様性包容を横軸とする独特の文化を開花させてきました。教育の第一歩は、先ずそうした先人の遺産を学ぶところから発しなければなりません。

伝統文化を学ぶうえで最も大切な学科は「国語」と「歴史」ですが、現行教育は十分にその役割を果たしていません。「国語」は、終戦直後の混乱のなかで強行された「国語改革」の後遺症により、児童・生徒を古典から遠ざける結果を招いています。また「歴史」の教科書は、その多くが偏った歴史観の持ち主によって書かれているため、日本の国柄や国民性についての正しい認識を与えないばかりか、それを貶め、祖先を軽蔑するような記述に少なからぬ紙面が割かれています。

自国文化に対する愛着の希薄化は、他国文化に対する理解度の低下につながるものであり、無用の摩擦をひきおこす要因にもなっています。

愛国心の育成は、既に現行の小・中学校用「学習指導要領」(国語編・社会編・道徳編)のなかに明記されているにもかかわらず、教基法のなかでは、制定当時の事情によって意図的に排除されたままになっています。

新しい教基法のなかに「伝統の尊重と愛国心の育成」を明記することにより、「学習指導要領」の更なる改善を促し、教科書内容の刷新、教育現場の活性化へと連動させることが望まれます。

(二) 家庭教育の重視

家庭教育についての記述が不備なことは現行教基法の欠陥の一つです。

本来、家庭は愛情に満ちた憩いの場でなくてはなりません、それと同時に社会を支える価値を生み出すための「生産の場」としての意義を持つものです。従って家族の一人ひとり

には相互の敬愛とともに、克己、奉仕の精神が要求されます。

家族は社会の基本的構成単位であり、家庭は自他の関係を学ぶ最初の学舎です。親または保護者は、子どもの成長段階に応じた躰を行い、社会、国家、世界の構成員として健全な成長をとげるよう、適切な教育を施さなければなりません。

私たち日本人は、家に対して格別の思いを抱いておりますが、それは遠い祖先から子々孫々に伝わる生命の連続性と、家族間の絆を実感する生命の連帯性の意識と深く関わっているからです。家庭こそ、日本人にとって倫理の源泉にほかなりません。

(三) 宗教的情操の涵養と道德教育の強化

太古から私たちの祖先は、森羅万象に宿る人智を超えた「大いなるもの」に対し畏敬の念を抱き、その加護によって生かされていることに感謝の祈りを捧げてきました。

しかしながら、現実の個人生活に最高の価値をおこうとする戦後教育のなかで、そうした目に見えない価値が失われたため、人心は不安に陥っています。

戦後における価値観の激変により親も教師も、子どもに人倫の基本を教える気力を大幅に喪失したため、規範意識の減退と礼儀・作法の乱れが広がり、遂には「学級崩壊」や少年非行の多発を見るにいたりました。

「道德」の授業は、多くの学校で事実上放棄されたままになってますが、「宗教的情操」の教育を採り入れることによって新たな息吹を取り戻すことができるでしょう。

個人の生命をも超えた、大切なものがあるという意識のもとに祖先が守り伝えてきた様々な徳目が教えられる学級運営を期待します。

(四) 国家と地域社会への奉仕

国家の安全を確保し、国民生活の向上をはかることは私たちが保有する不可侵の権利です。国家にはそれを実現する責務が課せられ、国民にはそれを成就するための努力が要求されます。国家・社会との関わりを無視して個人生活の充実に専念する人々が増えれば、公・私関係の調整に困難をきたし、ひいては国民経済の地盤沈下、諸外国との協調関係の崩壊を招くことになりかねません。

普通教育（小・中・高校）の児童・生徒には、国家・社会に対する奉仕活動を通じて、共同体に属する自己の存在と使命を発見させることが望まれます。

(五) 文明の危機に対処するための国際協力

現代文明は危機にさらされており、このままで推移すれば地球環境の劣化は進むばかりです。「人類の生き残り」を全うするためには、科学・人文・芸術などの広い領域にわたる英知が結集されねばなりません。同時にそれを支える普遍性のある哲学の構築も急がれています。

民族の誕生以来、一貫して自然との好ましい調和のなかに生き抜いてきた日本人は、いまこそ伝統的資質を発揮し、地球環境の改善に向かって主導的役割を果たさなければなりません。

教基法が制定された被占領時代に当然視されていた他者依存型国際協調とは、うって変わっ

た自己責任完遂型の国際協調が、いま内外から待望されているのです。

(六) 教育における行政責任の明確化

国や都道府県が持つ教育行政に関する機能を上からの「不当な支配」とみなし、学校単位の自治を至高の地位におこうとする考え方は、昭和二十一年三月に来日した「アメリカ教育使節団」がGHQに提出した報告書のなかに記述されています。

同報告書の趣旨を体して制定された教基法には、国と都道府県のそれぞれがもつ教育行政の機能が明記されていないため、下部への行きすぎた権限の委譲が、「民主化」の名を借りて進められました。

今日、普通教育（小・中・高校）に関する行政の重要部分が委任されている教育委員会は、三千三百余の市町村に細分化されているため、機能不全に陥っている事例が随所に見受けられます。

こうした無責任体制から脱却するためには、国のもつ機能と責任を明確化することに加えて、細分化され過ぎた教育委員会機能のうち重要なものを都道府県の教育委員会に集約させる施策が必要です。

新しい教基法に右の趣旨が盛り込まれ、それに連動して教育関係の法規と慣行に改善が加えられれば、知事（教育委員の任命者）、都道府県議会議員（教育委員の任命に法的根拠を与える権能者）、都道府県教育委員会（それぞれ五名からなる合議的執行機関）の三者間の協力関係は、今までにない密接なものとなるでしょう。三者が議論を交わしながら担当地域の教育改革に取り組めば、長く標語にとどまっていた「教育の地方分権化」に新たな生命が吹き込まれ、「顔の見えない名誉職」といわれた教育委員には、改めて機能に応じた責任が問われることとなります。

総理大臣・文部大臣をはじめ、国会議員有志の方々が教育基本法の抜本的改正に熱意をもっておられると承っております。新しい教基法の制定に着手される際には、私たちが提示する六項目の趣旨をぜひとも採り入れていただくよう切望する次第です。

今我々が抱えているさまざまな問題の原因は、ここに書いてあるようなことなのでしょうか。教育基本法の改正の意図を考えざるを得ません。この「新しい教育基本法を求める会」のメンバーは次の人たちである。

会長 西澤潤一（岩手県立大学長）

代表委員 石川忠雄（前慶応義塾長）

稲葉興作（日本商工会議所会頭）

飯島宗一（日本の高等教育を考える会代表）

石井公一郎（元ブリヂストンサイクル（株）社長）

亀井正夫（住友電気工業（株）相談役）

川島廣守（日本プロ野球組織コミッショナー）

木村治美（共立女子大学教授）

草柳大蔵（作家）

坂本多加雄（学習院大学教授）

末次一郎（新樹会代表幹事）	千宗室（裏千家家元）
中西輝政（京都大学教授）	西尾幹二（電気通信大学教授）
長谷川三千子（埼玉大学教授）	三浦朱門（元文化庁長官）
山本卓眞（富士通（株）名誉会長）	渡部昇一（上智大学教授）
事務局長 高橋史郎（明星大学教授）	（平成十二年十月一日現在）

4. 台東地区中高一貫6年制学校のこと

中高一貫校は、2005年度の台東地区（白鷗高校）中高一貫6年制学校に続き、2006年には文京地区（小石川高校）、墨田地区（両国高校）中高一貫6年制学校と目黒地区（都立大附属高校）中等教育学校が、そして、2008年度に本校と武蔵高校が開校予定である。

そこで、ここでは、2003年8月に出された台東地区中高一貫6年制学校基本計画検討委員会の報告書から、簡単にどのようなプランが決まっているのかをみていきたい。

第2章 台東地区中高一貫6年制学校の基本計画

2 学校像、育てたい生徒像、教育理念

台東地区中高一貫6年制学校の設置に当たり、「中高一貫教育校の整備に関する検討委員会報告書」を踏まえつつ、都立白鷗高等学校の伝統やこれまでの教育実績、また地域の実態等を考慮し、学校像、育てたい生徒像、教育理念を検討した。

(1) 学校像

ア 体系的で一貫した教養教育を行う学校6年間の体系的で一貫した教育課程により、基礎・基本を徹底し、総合的な高い学力を培うとともに、調和のとれた教養教育を展開することで豊かな人間性や社会性、規範意識を涵養する。

イ 生徒一人一人の進路希望を実現する学校6年間を見通した指導体制をとることで、計画的・継続的な進路指導を行い、将来の生き方や進路を考えさせ、高い志をもたせるとともに、生徒個々の興味・関心や能力・適性に応じた進路実現や進学実績の向上を図る。

ウ 日本の伝統文化に親しませ、日本人としてのアイデンティティを育成する学校歴史と文化に恵まれた台東地区の特性を生かし、日本の伝統文化の学習を重視するとともに、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育成する。

エ 生徒が互いに切磋琢磨し、活力のある学校適度な刺激や緊張感をもち続け、学習意欲を維持できるよう、様々な活動を通して、生徒間、とりわけ、併設中学校出身生徒と高等学校から新たに入学する生徒の切磋琢磨により活力ある学校づくりを行う。

オ 教育活動の改善を図るため努力し、自己点検・自己評価を行う学校指導力向上を目指した研究授業などで教員が研鑽を積むとともに、教育活動その他の学校運営の状況について、学校として自己点検・自己評価を行い、教育水準の向上を図る。

カ 中高一貫教育校としての学校の一体性を重視する学校併設型中高一貫教育校であるため、組織的には中学校と高等学校に分かれるものの、教育理念の具現化に配慮し、中学校と高等

学校を分離しない一体的な学校運営を行う。(こうした考え方から、学校内においては、中1～中3を1～3年、高1～高3を4～6年と称する。)

(2) 育てたい生徒像

ア 高い知性と豊かな教養を身に付け、開拓精神に富み、様々な場面や分野でリーダーとして活躍する生徒

イ 高い志をもって意欲的に学び、自らの能力や適性を生かし、活力をもって進路希望を実現する生徒

ウ 日本の伝統文化を理解し、世界の中の日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会で活躍する生徒

(3) 教育理念

「学校像」及び「育てたい生徒像」を踏まえて、以下を台東地区中高一貫6年制学校の教育理念とした。

ア ゆとりある継続した教育活動を展開し、高い知性と豊かな教養を身に付けさせる。

イ 異年齢集団の中で豊かな社会性を培い、高い志をもち様々な場面や分野でリーダーとなり得る人間を育成する。

ウ 豊かな人間性をもち、国際社会で活躍できる開拓精神に富む人間を育成する。

第3章 台東地区中高一貫6年制学校の教育課程

2 特色ある教育活動(学習指導、生活指導、進路指導)

(1) 質の高い授業と高い志を育成する指導

ア 質の高い授業と予習・復習の励行により、充実した教科指導を展開する。

イ 豊かな人間性と高い志を育成するため、総合的な学習の時間で「社会への貢献」について学ぶとともに、選択教科「社会と私 ～」、など特色ある選択教科・科目を設置する。

(2) 日本文化理解のための指導

ア 日本文化を自ら語るができるよう、日本文化の真髄に触れる「日本文化概論」を設置する。

イ 教科「音楽」の中で「邦楽」を1年次は全員に、2～6年次では選択教科・学校設定科目で学習させる。

ウ 茶道、華道、囲碁、将棋、和太鼓等や、柔道、剣道、弓道などの武道に関する部活動を奨励するとともに、これらの内容を選択教科・科目に取り入れる。

エ 日本の歴史や文化について、自ら調査・研究し、体験させるため、修学旅行として「関西学習旅行」を行う。

3 教科等の指導の展開

(2) 道徳

ア 学校近隣の地域の様々な知識や技能・経験を有する方々から話を聞く機会を設け、地域

の歴史や文化の特徴、人との関わり方等を学ぶことにより、「江戸下町」の伝統をもつ地域社会に残る礼儀作法や温かい人間愛に気づかせ、思いやりの心を育てる。また、地域行事への参加やボランティア活動等の啓発的な体験活動を通して、豊かな社会性・人間性を育み、道徳的実践力の育成に努める。

イ 中学校では年間35時間の授業時数を確保する。生命の尊さを理解し、自他を尊重する豊かな心と、正しく判断し自分の行動に責任をもつ態度を育成するとともに、集団の一員としての自覚と規範意識を高める。また、道徳授業地区公開講座として全学級で公開授業を実施し、学校・家庭・地域との連携を深める機会とする。

ちなみに基本計画検討委員会(次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長に報告する。(1)学校の設置形態に関する事。 (2)教育課程の編成及び教育内容・方法に関する事。 (3)施設・設備に関する事。 (4)その他検討を要する事。)の委員は教育委員会教育長が任命又は委嘱している。

	氏名	現職	備考
学識経験者	工藤文三	国立教育政策研究所教育課程研究センター 基礎研究部総括研究官	
関連区教委	隈部孟	台東区教育委員会教育長	
学校関係者	田中晋一郎	東京都立白鷗高等学校長	～平成 15.3.31
	今成昭	東京都立白鷗高等学校長	平成 15.4.1～
	酒井特光	台東区立柏葉中学校長(東京都中学校長会)	
	片岡昭子	台東区立大正小学校長(東京都公立小学校長会)	
教育庁関係者	比留間英人	東京都教育庁学務部長 委員長	～平成 15.3.31
	山際成一	東京都教育庁学務部長 委員長	平成 15.4.1～
	山際成一	東京都教育庁都立高校改革推進担当部長	～平成 15.3.31
	山川信一郎	東京都教育庁都立高校改革推進担当部長	平成 15.4.1～
	白井勇	東京都教育庁人事部長	
	近藤精一	東京都教育庁指導部長 副委員長	

更に、基本計画検討委員会の下に、基本計画検討委員会専門部会(次に掲げる事項について専門的、具体的に検討し、その結果を台東地区中高一貫教育校基本計画検討委員会に報告する。(1)中等教育学校又は併設型中高一貫教育校の学校の設置形態に関する事。 (2)設置する教科・科目など教育課程の編成及び教育内容・方法に関する事。 (3)施設の配置、特色など施設・設備に関する事。 (4)その他検討を要する事。)があり、その委員は教育委員会教育長が任命している。

学校関係者	星野裕史	東京都立白鷗高等学校教頭	
	増田稔	台東地区中高一貫6年制学校開設準備担当教頭	平成 15.4.1～*
	飯盛博一	東京都立白鷗高等学校事務長	

	花岡孝行	東京都立白鷗高等学校教諭	
	藤本正樹	東京都立白鷗高等学校教諭	
	末延昭二	東京都立白鷗高等学校教諭	
	和田文宏	台東地区中高一貫6年制学校開設準備担当教諭	平成 15.4.1 ~ *
	稲葉裕之	台東地区中高一貫6年制学校開設準備担当教諭	平成 15.4.1 ~ *
	石崎規生	台東地区中高一貫6年制学校開設準備担当教諭	平成 15.4.1 ~ *
教育庁	舟橋淳	東京都教育庁学務部高等学校教育課長	~平成 15.6.15
関係者	中島毅	東京都教育庁学務部高等学校教育課長	平成 15.6.16 ~
	匂坂克久	東京都教育庁学務部都立高校改革推進担当課長 委員長	~平成 15.6.15
	加藤裕之	東京都教育庁学務部副参事(都立高校改革推進担当) 委員長	平成 15.6.16 ~
	高野敬三	東京都教育庁学務部副参事(入学選抜担当)	
	上野里美	東京都教育庁学務部副参事(施設調整担当)	~平成 15.6.15
	内田光夫	東京都教育庁学務部副参事(施設調整担当)	平成 15.6.16 ~
	森口純	東京都教育庁人事部人事計画課長	
	宮川保之	東京都教育庁指導部義務教育心身障害教育指導課長	~平成 15.3.31
	岩佐哲男	東京都教育庁指導部義務教育心身障害教育指導課長	平成 15.4.1 ~
	小林福太郎	東京都教育庁指導部主任指導主事(教育評価・道徳教育担当)	~平成 15.3.31
	宮崎活志	東京都教育庁指導部主任指導主事(教育評価・道徳教育担当)	平成 15.4.1
	賀澤恵二	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長 副委員長	
	間瀬友典	東京都教育庁指導部主任指導主事(高校教育改革担当)	~平成 15.3.31
	小山利一	東京都教育庁指導部主任指導主事(高校教育改革担当)	平成 15.4.1 ~

このメンバー構成をどのように解釈したらいいのでしょうか。

5. 都立大の動向から私が考えること

都立大総長の声明文にもふれられているように、大学管理本部は、現場の教職員集団でまとめられていた「大学改革大綱」を何の相談もなしに破棄し、トップダウンで「新しい大学の構想」を発表し、強権的に大学管理本部主体の態勢を作り上げつつあるところが驚きです。もう大学の自治どころではありません。(この問題に関連して、「独立行政法人通則法」や「国立大学法人法案」などを更に調べなければなりません)

そして、大学で起きていることと我々の中高一貫教育の問題はどのようにリンクするのでしょうか。それは台東地区中高一貫6年制学校の検討委員会のメンバー構成を見ればおのずと明らかだと思います。教育庁関係者の中では既に中高一貫6年制学校のグランドデザインは出来上がっていると判断せざるを得ません。都立大学では、総長が言う「単に抽象化された員数の集合にすぎないのではない」教員集団の意見が完全に無視され、教育庁関係者の意向(グランドデザイン)が現場に押し付けられていると思います。すると、このレポートの最初、inter-net 新聞の記事の意味が理解できます。

都立高校での「日の丸掲揚・君が代斉唱」強制に始まった東京都の「教育管理」は、大学の管理をもって最終段階を迎えようとしている。教員の任期制の導入で東京都は「上意下達」のシステムをつくりあげようとしている。「下達」の末端に位置するのが学生だ。管理されることで育つ学生を社会に輩出しようとしている。

大学の教員は任期制で縛ります。我々は校長、教頭、主幹、主任という命令系統の中で、学校総体としては、今まで以上に「数値目標」や「学校評価」で、各教員は「授業評価」や「自己申告書」で縛られるでしょう。

我々が問題にすべきことは、inter-net 新聞に書いてある上意下達ということです。何故都教委はこのようなシステムを作ろうとしているのでしょうか。そして、いつも私が危惧しているのですが、このシステムをこれから支えていくのは誰なのでしょうか。

話は変わりますが、小中学校に通うお子さんをお持ちの方は既に知っているかもしれませんが、小中学校では、「心のノート」という冊子が配布されているそうです。私は inter-net 上で情報は得ていますが、その現物をまだ見ていません。文科省が作成し、およそ 8 億円をかけて全国の国公私立の小中学生全員に 2002 年の春に無償配布したそうです。そしてこれは、「道德教育の充実に資する補助教材」と位置づけされているそうです。私たちは普段何気なく「最近の子どもは道德感がない」と簡単に言ってしまう。そのように感じるのは事実だとして、なぜそのように感じるようになったのでしょうか。もっと深く考える必要がありそうです。

都立大総長の声明は、現場を担うものの発言としてすばらしく、意味あるものだと思います。でも、日々に仕事に追われつつも、問題の捉える視点をもっと高いところに置かなければならないと考えています。最後に、直近の出来事（2月24日朝日新聞）から

性教育の教材 都に返還訴え 七生養護学校保護者ら

都立七生養護学校（日野市）の性教育をめぐる問題で、保護者や市民でつくる「都立七生養護学校の教育を支援する日野市民の会」が（2月）23日、没収した教材の返還などを都教委に申し入れた。

都教委は「性教育に行き過ぎがあった」などとして、教材に使っていた人形などを没収している。同会はこの日、「子どものことは現場の教員が一番よくわかっており、性教育は適切であった」「外部の人もまじえ、是非をもう一度調査してほしい」などと訴えた。

新都立大学計画 予備審査を延期

05年春開設予定の新大学計画をめぐり、東京都は23日、3月上旬に予定されていた予備審査を先送りするように文部科学省に要請、これを受けて同審査は4月に延期される見通しとなった。新大学に反対論が強い都立大（八王子市）では移行する意志を示す文書を出した教員が4割強にとどまり、現時点で教員数を確定できなかったためだ。